

岡山県国際貢献活動の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 国際貢献活動の推進に関する基本的施策（第九条―第二十条）

第三章 雑則（第二十一条）

附則

社会の様々な分野で国際化が進み、地球規模での相互依存関係が深まる中、地球環境の保全や貧困の解消など人類の生存と人間の尊厳にかかわる共通の諸課題を解決するためには、国家による外交活動のみならず、人間本位の視点に立つた地域や個人による国際貢献活動が、これまで以上に必要とされている。

そして、地域や個人による国際貢献活動は、開発途上国の発展に寄与するだけにとどまらず、平和と豊かさを願いながら生活を営んでいる同じ人間としての相互理解や共感を、国境を越えて人々の中にはぐくむものである。

今日、心の豊かさが求められる中であって、このような特性を有する国際貢献活動への自発的かつ自立的な取組は、自らの個性や能力を生かした社会参加を通じて自己実現を図ろうとする県民にとって、極めて重要な意義を持つものである。

ゆえに、私たちは、国際貢献活動の推進が、県民に心の充足感をもたらし、自らの生活を質的に向上させ、ひいては活力ある地域社会の発展に寄与するものと確信する。

ここに、私たちは、福祉の伝統や様々な発展可能性などを有する本県の特性を生かし、県、市町村、県民、事業者及び国際貢献組織が協働して、国際貢献活動を先進的かつ先導的に推進することにより、世界に信頼される国際貢献先進県おかやまを実現することを宣言し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、国際貢献活動が県民の生活の質的向上及び活力ある地域社会の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、国際貢献活動の推進に関し、県、市町村、県民、事業者及び国際貢献組織の責務又は役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、国際貢献活動を推進し、もって国際貢献先進県おかやまを実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「国際貢献活動」とは、国外又は国内において行われる次に掲げる活動をいう。

一 技術研修員の受入れ、技術指導員の派遣等による技術移転その他の開発途上国の地域又は人々に対する技術支援を目的とする活動（第十五条において「技術支援活動」という。）

二 生活環境の整備その他の開発途上国における地域又は人々の自立支援を目的とする活動

三 国外で発生した自然災害の被災者等の救援を目的とする活動（第十六条において「国際救援活動」という。）

四 前三号に掲げる活動を担う人材の育成を目的とする活動

五 前各号に準ずる活動であって、国際社会の平和と発展に寄与することを目的とするものの

2 この条例において「国際貢献組織」とは、岡山県社会貢献活動の支援に関する条例（平成十三年岡山県条例第十三号）第二条第二項に規定する社会貢献活動組織であって、国際貢献活動を行う団体をいう。

3 この条例において「非政府貢献活動」とは、県民、事業者及び国際貢献組織が、自発的かつ自立的に行う国際貢献活動をいう。

(基本原則)

第三条 国際貢献活動の推進は、県、市町村、県民、事業者及び国際貢献組織が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、及び対等な立場で協力することによる協働を旨として、行われなければならない。

2 国際貢献活動の推進に当たっては、国際貢献活動を行う県民、事業者及び国際貢献組織の自発性及び自立性が尊重され、かつ、これに携わる県民の生命及び身体の安全について、最大限に配慮されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、国際貢献活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たって、国際機関、国、他の地方公共団体、国際貢献組織その他国際貢献活動を行う公共団体又は公共的団体（以下「関係団体」という。）との連携に努めなければならない。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、県、他の市町村、国際貢献組織その他国際貢献活動を行う公共団体又は公共的団体と連携し、国際貢献活動の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、国際貢献活動に関し理解を深め、積極的に国際貢献活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、国際貢献活動に参加し、及び協力し、並びにその従業者等が国際貢献活動に参加し、及び協力しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(国際貢献組織の役割)

第八条 国際貢献組織は、自ら行う国際貢献活動に関する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

第二章 国際貢献活動の推進に関する基本的施策

(啓発活動)

第九条 県は、国際貢献活動に関する県民の理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

(国際貢献月間)

第十条 県民の間に広く国際貢献活動に関する理解を深めるとともに、県民の国際貢献活動への参加の気運を醸成するため、国際貢献月間を設ける。

2 国際貢献月間は、十月とする。

3 県は、関係団体と連携し、又はその協力を得て、国際貢献月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(国際理解教育等の推進)

第十一条 県は、関係団体と連携し、又はその協力を得て、国際理解及び国際貢献に関する教育及び生涯学習の推進に努めるものとする。

(参加の機会の提供)

第十二条 県は、国際貢献活動への県民の積極的な参加を促すため、関係団体と連携し、又はその協力を得て、国際貢献活動への参加の機会の提供に努めるものとする。

(人材の育成)

第十三条 県は、関係団体と連携し、又はその協力を得て、国際貢献活動に関する専門的な知識及び技術を有する人材その他国際貢献活動を担う人材の育成を図るために必要な方策を講ずるものとする。

(調査等)

第十四条 県は、国際貢献活動の推進のために必要な調査及び研究を行うとともに、国際貢献活動の推進に関する情報の提供を行うものとする。

(技術支援活動の推進)

第十五条 県は、関係団体と連携し、又はその協力を得て、技術支援活動の推進に努めるものとする。

(国際救援物資の備蓄)

第十六条 県は、国際貢献組織が行う国際救援活動を支援するため、県民等の協力を得て、当該国際救援活動に要する物資の備蓄を行うものとする。

(非政府貢献活動の支援)

第十七条 県は、非政府貢献活動の自発性及び自立性を損なわないことを基本方針として、非政府貢献活動の支援に努めるものとする。

第十八条 県は、非政府貢献活動を行うものの相互の交流及び連携（次条において「相互交流等」という。）に必要な拠点機能の整備に努めるものとする。

第十九条 県は、相互交流等を促進するため、その機会の提供並びに非政府貢献活動を行うものによる相互交流等に必要な情報の発信及び共有の支援に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、国際貢献活動の推進に関する施策を円滑に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 雑則

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。